

施策分析シート（令和6年度）

No1

施策名	バリアフリーの推進	施策No	02-11	部課名	福祉部障害者福祉課
				課長名	増田 内線 2680
関連部課名	防災都市づくり部都市計画課				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		

目的 誰もが安心して安全に過ごすことができるバリアのないまちを目指すとともに、障がいや高齢などを理由とした差別のない「心のバリアフリー」が進んだ社会の実現に向け、取組を強化する。

指	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文
		3年度	4年度	5年度	
①	心のバリアフリー	2.91	2.90	2.90	お住まいの地域には、困っている人を見かけた時に、声を掛けたり協力したりしやすい雰囲気があると感じますか？
②	施設のバリアフリー	2.86	2.84	2.87	お住まいの地域の商業施設や公共施設が、バリアフリーの面から、だれもが使いやすいと思いますか？
③					
④					

標	施策の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
①	道路のバリアフリー化 (%)	28	43	47	55	62	バリアフリー基本構想特定事業計画の完了率(3年度以降更新版数値)
②	公共施設のバリアフリー化 (%)	57	67	69	80	86	バリアフリー基本構想特定事業計画の完了率(3年度以降更新版数値)
③							
④							
⑤							

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	4年度	5年度	差額	行政収入	勘定科目	4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	14,743	13,436		▲ 1,307	地方税等	0	0
	物件費	16,160	15,548	▲ 612	国庫支出金	4,921	4,945	24	
	維持補修費	0	0	0	都支支出金	2,445	2,512	67	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	395	272	▲ 123	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,366	7,457	91	
	賞与・退職給与引当金繰入額	827	4,790	3,963	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 24,759	▲ 26,589	▲ 1,830	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	32,125	34,046	1,921	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 24,759	▲ 26,589	▲ 1,830	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 24,759	▲ 26,589	▲ 1,830	

貸借対照表	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額
	流動資産	収入未済	0	0		0	流動負債	709
	不納欠損引当金	0	0	0	還付未済金	0	0	0
	その他の流動資産	0	0	0	特別区債	0	0	0
有形固定資産	有形固定資産	0	0	0	賞与引当金	709	714	5
	土地	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
	建物	0	0	0	固定負債	7,544	8,454	910
	建物減価償却累計額	0	0	0	特別区債	0	0	0
	工作物等	0	0	0	退職給与引当金	7,544	8,454	910
	工作物等減価償却累計額	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0
無形固定資産	無形固定資産	0	0	0	負債の部合計	8,253	9,168	915
建設仮勘定	建設仮勘定	0	0	0	正味財産	▲ 8,253	▲ 9,168	▲ 915
その他の固定資産	その他の固定資産	0	0	0	正味財産の部合計	▲ 8,253	▲ 9,168	▲ 915
資産の部合計	資産の部合計	0	0	0	負債及び正味財産の部合計	0	0	0

財務諸表に関する特記事項等

○行政費用のうち、物件費が約46%を占めており、物件費のうち、手話通訳者の派遣委託料が大きな割合を占めている。

施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<p>○平成21年度に策定した『荒川区バリアフリー基本構想』を踏まえ、平成22年度に「町屋駅・区役所周辺地区」、平成23年度に「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、平成24年度に「南千住駅周辺地区」、平成25年度に「熊野前駅周辺地区」の4か所の重点整備地区におけるバリアフリー基本構想を策定した。</p> <p>○平成28年4月に障がい者を理由とした差別をなくすための「障害者差別解消法」が施行され、区では差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を提供できるよう「職員対応要領」などを定めた。</p> <p>○平成30年7月の荒川区手話言語条例を施行後、順次、区役所及び区施設の窓口でタブレットや二次元コードをスマートフォンで読み込むことによる遠隔手話通訳サービスを導入した。</p> <p>○令和2年11月に開設した荒川区障害者基幹相談支援センターと連携を図り、区内相談支援事業所等の職員を対象に、「虐待防止・差別解消」の研修を実施した。</p> <p>○令和3年3月に、全体構想である『荒川区バリアフリー基本構想』と4か所の重点整備地区基本構想を1つにまとめ、『荒川区バリアフリー基本構想（更新版）』とした。</p>
課題	<p>○4か所の重点整備地区の特定事業計画（バリアフリー法に基づく基本構想に記載された、バリアフリー化に関する事業である特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画）については、施設利用者の意見を反映させながら、各事業者が着実に進めていく必要がある。</p> <p>○バリアフリー化が進んでいない施設や場所等の一部には、構造的・物理的な問題から、用地確保や大規模改修等の長期的な改善が必要な場合もある。</p> <p>○障がい者や高齢者に対する、地域社会や民間事業者の理解を促進する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>○重点整備地区において、各事業主体が定めた特定事業計画を推進するため、「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」の開催など、事業者・利用者の協力を求めながらバリアフリー化を図る。</p> <p>○重点整備地区以外においても、公共施設の更なるバリアフリー化に取り組むとともに、民間施設についても、各事業者に必要な指導及び助言を行いながら、区域全体のバリアフリー化を図る。</p> <p>○誰もが障がいの有無にかかわらず、住みやすく暮らしやすい共生社会の基盤となる「心のバリアフリー」を進めるため、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる啓発事業を中心に、障がいへの理解を広げる。</p> <p>○荒川区手話言語条例に基づき、聴覚障がい者等への社会参加を促進させるとともに、手話に関する理解促進・手話の普及に取り組む。</p>

施策の分類		分類についての説明・意見等
6年度	7年度	
重点的に推進	重点的に推進	誰もが安全・安心に過ごすことができるよう、ソフト・ハード両面から取組を推進する必要性が高いため、重点的に推進する。

施策を構成する事務事業の分類

事務事業名	事務事業 No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		4年度	5年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
コミュニケーション支援事業	08-05-13	10,801	13,285	8,384	8,692	重点的に推進	重点的に推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業であり、今後も手話等の普及に資するよう重点的に推進していく。
手話講習会事業	08-05-18	7,829	7,215	6,955	6,001	継続	継続	手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境を整備するため、今後も手話の普及に資するよう継続して実施する。
障がい者虐待防止・差別解消事業	08-05-70	3,975	3,885	966	1,025	推進	推進	基幹相談支援センターと連携して、一般企業向けのパンフレット等の作成や講演会の実施などを検討し、普及啓発活動を推進していく。
バリアフリー整備促進事業	11-01-16	9,520	9,661	250	102	重点的に推進	重点的に推進	高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。
合計		32,125	34,046	16,555	15,820			